

千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則の概要について

総務部 税務課

〔改正理由〕

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）が令和6年1月1日に施行されること及び令和5年度税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が令和5年3月31日に公布されたこと等に伴い、所要の規定の整備を行うため、千葉県県税条例施行規則（平成19年千葉県規則第37号）の一部を改正した。

改正の概要	備考
<p>1 改正内容</p> <p>(1) 森林環境税の新設及び地方税法の一部改正により、現存する個人県民税及び個人市町村民税に係る報告書等の様式について、全体的な見直しを行い、所要の規定の整備を行った。 また、本規則においても条項ズレ等の所要の規定の整備を行った。</p> <p>(第12条、第14条、別記第46号様式、別記第47号様式、別記第48号様式、別記第51号様式、別記第53号様式関係)</p> <p>(2) 国税徴収法及び地方税法の一部改正により、徴税吏員の身分証明書の提示に関する規定の見直しが行われたことに伴い、所要の規定の整備を行った。</p> <p>(別記第1号様式関係)</p> <p>2 施行期日 令和6年1月1日</p>	